写真掲載申込書（映像）

年　　月　　日

公益財団法人　平木浮世絵財団　御中

住所
氏名(法人名)　　㊞
（代表者）
電話番号
担当者名

貴公益財団法人平木浮世絵財団・平木浮世絵美術館の所蔵する美術品・蔵書について、下記の通り掲載・放映致したく、裏面諸項をを遵守し、且つ、写真に関する所有権・著作権及び版権が貴財団に属することを確認の上、許可申請をいたします。

記

1．掲載の理由

2．掲載の作品名（モノクローム・カラー・数量）
1）
2）
3）
4）
5）
6）
7）

3．掲載番組名
放送局名
放送予定日
番組担当者名
編集責任者
備考

☆ 4．写真借用期間
年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

☆ 5．掲載使用料　　円（税込）

裏面各項並びに上記条件により承諾します。

年　　月　　日

東京都江東区豊洲 2-5-3-703（〒135-0061）電話 03-6273-1250
公益財団法人　平 木 浮 世 絵 財 団
㊞

☆印は本財団で記入致します

許可番号　No.

申込者は次の各項を遵守して頂きます

1．貸与する写真は、原則としてカラーの場合は原板を貸与する。モノクロームの場合には、申込者の希望相応のサイズの焼付を貸与する。

2．事前の承諾なしに、借用した写真のポジフィルム、データ、焼付などの画像に対して修正・加工・改変等を行ってはならない。ただし、画像の明度・色調などの補正についてはこの限りではない。

3．申込者はあらかじめ申請した目的以外に、借用した原板または焼付等の画像を使用してはならない。また事前の承諾なしに、許可を受けた申込者以外の第三者へ貸与・譲渡などを行ってはならない。再版、増刷、改訂、転用などの場合は、改めて許可を受けなければならない。

4．申込者は使用した原板あるいは焼付を貸与の日から三週間以内に本財団に返却しなければならない。期限延長などの変更の必要が生じた時は、予め許可を得なければならない。

5．貸与する写真の原板ならびに焼付に関して、デュープなどの複製を作成してはならない。

6．写真原板あるいは焼付を滅失もしくは損傷した時は、相応の賠償をしなければならない。

7．当該原板もしくは焼付を出版物に掲載する場合には、本財団がその所蔵者であることを明記しなければならない。当該美術品もしくは蔵書の名称は、本財団が指定する名称を呼称しなければならない。

8．写真原板ならびに焼付等を使用した掲載物は、その発行から１ヶ月以内に１部以上無償で本財団に納入しなければならない。
ただし、その掲載物が数巻にわたるシリーズものであるときは、原則として全冊をもって１部という。

9．申込者は、申込書２通に必要な事項を書き込み、公印を捺印したものを、公益財団法人平木浮世絵財団事務室に提出しなければならない。

10. 掲載使用料について

テレビ放送における利用の場合	
○ 画像１点の使用料	一回の放送につき　　３０，０００円（税抜）
○ 再放送の場合	再放送の場合は、改めて申請しなければならない。 尚、その際の使用料は上記料金の 50％とする
○ その他	ビデオ・DVD 等の二次利用する場合については、 改めて申請しなくてはならない。

11. 写真の原板および焼付の借用しようとするものは、規定の掲載使用料を納めなければならない。

12. 本財団は申込みが条件を全て満たす時でも場合によってはそれを断る権限を保有する。